

改正児童福祉法の施行について

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

- ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。
※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。
- ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。
- ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

- ①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
- ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

- ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
- ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を發揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

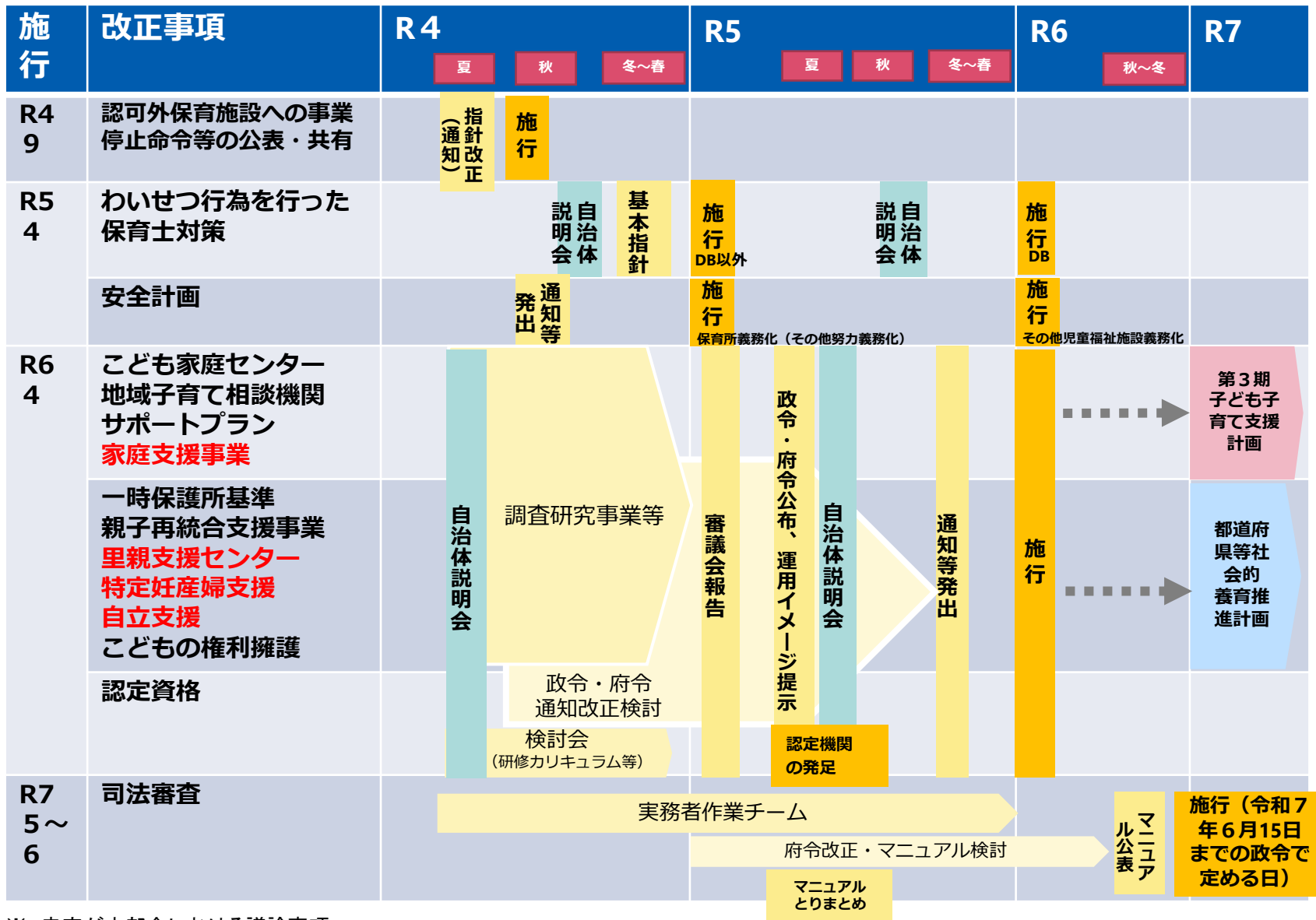
7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）

児童福祉法等改正法の施行に向けたスケジュール



※ 赤字が本部会における議論事項

※ R6年4月に向け、R4、5年度は、令和3年度補正予算(安心こども基金)等を活用し先行的な取組を実施。

市区町村における子育て家庭への支援の充実

- 要支援・要保護児童(※1)は約23万人、特定妊婦(※2)は約0.8万人とされる中、支援の充実が求められている。
※1 保護者への養育支援が特に必要、保護者による監護が不適当な児童 ※2 出産前において出産後の養育支援が必要な妊婦
- 地域子ども・子育て支援事業において、訪問型支援、通所型支援、短期入所支援の種類・量・質の充実を図るとともに、親子関係の構築に向けた支援を行う。
- 市区町村において計画的整備を行い、特に、支援が必要な者に対しては市区町村が**利用勧奨・措置を実施**する。

子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）
- 訪問し、子育てに関する**情報の提供、家事・養育に関する援助**等を行う。
例）調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言 等

児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）

- 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象
- **児童の居場所となる拠点を開設**し、児童に生活の場を与えると同時に児童や保護者への相談等を行う
例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整 等

親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象
- 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、**子どもの発達状況等に応じた支援**を行う。
例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方を学ぶ（ペアレントトレーニング） 等

子育て短期支援事業

- **保護者が子どもと共に入所・利用可能**とする。子どもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。
- 専用居室・専任人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。

一時預かり事業

- 子育て負担を軽減する目的（**レスパイト利用**など）での利用が可能である旨を明確化する。

地域子ども・子育て支援事業への位置づけ

- ✓ 市区町村の計画的整備
- ✓ 子ども・子育て交付金の充当

子育て世帯訪問支援臨時特例事業（概要）

令和3年度第1次補正予算額：602億円の内数（子育て支援対策臨時特例交付金）

事業概要

- 家事・育児等に対して不安・負担を抱えながら子育て等を行う家庭が増加しており、子どもの養育だけではなく、保護者（妊産婦を含む）自身が支援を必要とする家庭が増加している。
- こうした需要に対応するため、訪問支援員が、家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

実施主体

市町村（NPO法人や社会福祉法人等に委託可）

支援対象

家事・育児等に対して不安・負担を抱えた要支援家庭及び支援の必要性の高い妊産婦

支援内容

- ・家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行支援等）
- ・育児支援（保育所等の送迎支援や地域の母子保健施策・子育て支援施策等の情報提供等を含む）

補助割合

国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

（参考）支援の様子

補助基準額

訪問支援費用	1時間当たり	1,500円（3,000円）
交通費	1件当たり	930円（1,860円）
事務費（管理費）	1事業所当たり	564,000円

※所得等に応じた利用者負担軽減を行った場合には、訪問支援費用及び交通費について補助額の加算を実施。

括弧書きは生活保護世帯に対して利用者負担軽減を実施した場合の補助基準額



家事支援のイメージ



育児支援のイメージ

子どもの居場所支援整備事業・子どもの居場所支援臨時特例事業（概要）

令和3年度第1次補正予算額：602億円の内数（子育て支援対策臨時特例交付金）

事業概要

不登校の子ども等を含め、家庭や学校に居場所がない学齢期以降の子どもに対する居場所の整備に必要な整備費・改修費の支援を行うとともに、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供、子ども・家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の子どもの居場所に関する総合的な支援を実施する。

子どもの居場所支援整備事業（整備費）

【実施主体】

市町村

【補助割合】

国2/3、市町村1/12、事業者1/4

【補助基準額】

1か所当たり 17,392千円

子どもの居場所支援臨時特例事業（運営費）

【実施主体】

市町村（NPO法人や社会福祉法人等に委託可）

【支援対象】

家庭や学校に居場所がない学齢期以降の子ども

【支援内容】

- ①安心・安全な居場所の提供
- ②生活習慣（手洗い・うがい、歯磨き）の形成
- ③学習（宿題の見守り等を含む）の支援
- ④食事の支援
- ⑤課外活動の提供
- ⑥専門職による支援計画の策定 など

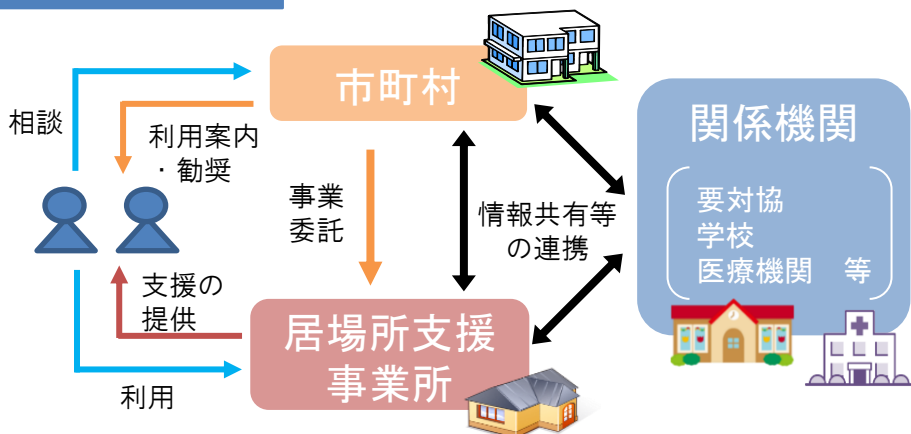
【補助割合】

国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

【補助基準額】

①基本分	専門職を配置しない場合	1か所当たり	14,592千円
	専門職を配置した場合	1か所当たり	15,850千円
②賃借料支援加算		1か所当たり	3,000千円
③開設準備経費加算		1か所当たり	4,000千円

支援のイメージ



（参考）支援の様子



中高生向けのフリースペースの様子



食事の支援の様子



専門職による面談の様子

保護者支援臨時特例事業（概要）

令和3年度第1次補正予算額：602億円の内数（子育て支援対策臨時特例交付金）

事業概要

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている子育て家庭に対して、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等を学ぶための講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレントトレーニングを提供することにより、健全な親子関係の形成を支援するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の横のつながりの構築を支援する。

実施主体

市町村（NPO法人や社会福祉法人等に委託可）

支援対象

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えた子育て家庭

支援内容

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている子育て家庭に対するペアレントトレーニングの実施

補助割合

国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

補助基準額

- ・ペアレントトレーニング 1人当たり 16,400円（32,800円）
- ・保護者指導支援プログラム資格取得支援 1市町村当たり 100,000円

※所得等に応じた利用者負担軽減を行った場合には、補助額の加算を実施。
括弧書きは生活保護世帯に対して利用者負担軽減を実施した場合の補助基準額

支援イメージ



子育て短期支援整備事業・子育て短期支援臨時特例事業・一時預かり利用者負担軽減事業（概要）

令和3年度第1次補正予算額：602億円の内数（子育て支援対策臨時特例交付金）

事業概要

レスパイトケアを必要とする子育て家庭が安定して利用出来るよう、子育て短期支援事業の受け皿整備を推進するための整備費・改修費の支援を行うとともに、専任人員の配置や、親子利用等多様化する支援ニーズに対応した支援の提供等を行い、併せて子育て短期支援事業及び一時預かり事業について、所得等に応じた利用者負担の軽減措置を講じることで、家庭・養育環境の支援を強化する。

子育て短期支援整備事業（整備費）

【事業内容】 子育て短期支援事業の安定的な提供体制の整備を推進するため、子育て短期支援専用の居室の整備に要する費用の支援を行う事業

【実施主体】 市町村（NPO法人や社会福祉法人等に委託可）

【補助割合】 国2/3、市町村1/12、事業者1/4 **【補助基準額】** 定員1人当たり 2,416千円

子育て短期支援臨時特例事業（運営費）

【事業内容】

専任人員配置支援

◆**事業内容** 子育て短期支援事業の専従する職員を配置し、正当な理由無く、子育て短期支援の利用を断らない施設に対して、専従職員の配置に要する費用の支援を行う事業

◆**補助基準額** 1施設当たり 年額6,433千円

親子入所等支援

◆**事業内容** レスパイトケアとあわせて、子どもの養育方法や関わり方について支援が必要な親子を短期間入所させ、支援を行う事業

◆**補助基準額** 1世帯当たり 日額9,600円

入所希望児童支援

◆**事業内容** 保護者の育児放棄や過干渉等により、一時的な避難を希望する子どもを短期間受け入れ、支援を行う事業

◆**補助基準額** 児童1人当たり 日額4,200円

利用者負担軽減支援

◆**事業内容** 支援を必要とする子育て家庭が適切に支援に繋がるよう、所得等に応じた利用者負担軽減を行った際の減免相当額を支援する事業

◆**補助基準額** 生活保護世帯 日額5,000円 年収360万円未満世帯 日額3,500円
住民税非課税世帯 日額4,000円 其他要支援児童のいる世帯 日額2,500円

【実施主体】 市町村（NPO法人や社会福祉法人等に委託可） **【補助割合】** 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

一時預かり利用者負担軽減事業

【事業内容】 支援を必要とする子育て家庭が適切に支援に繋がるよう、所得等に応じた利用者負担軽減を行った際の減免相当額を支援する事業

【補助基準額】 生活保護世帯 日額3,000円 年収360万円未満世帯 日額2,100円
住民税非課税世帯 日額2,400円 其他要支援児童のいる世帯 日額1,500円

【実施主体】 市町村（NPO法人や社会福祉法人等に委託可） **【補助割合】** 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

趣旨

- 改正児童福祉法に基づき、新たな在宅支援体制を構築するため、必要な調査等を実施し、今後の施策の策定に必要なデータを取りまとめ、報告することを目的とする。
 - 家庭支援事業（※）部分については、子育て世帯訪問支援事業、親子関係形成支援事業、児童育成支援拠点事業（以下、新規3事業）の運営基準等及び家庭支援事業の利用勧奨・措置の運用方法等の検討を行う。
- ※ 新規3事業に、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業を加えた6事業については、改正児童福祉法において「家庭支援事業」と位置付けられた。

調査内容

- 新規3事業に類似する先駆的事業の実態の分析
 - ・新規3事業を実施する自治体、民間団体・事業者向けアンケート調査
 - ・自治体及び委託事業者へのヒアリング調査
- 利用勧奨・措置の運用方法の調査及び分析
- 学識経験者、自治体職員で構成する検討委員会において、事業内容の検討

報告書の内容

- アンケート調査による実態把握
- ヒアリング調査による課題等の把握
- 検討委員会において、求められる運用の在り方として以下の内容を示した。
 - (1) 新規3事業の支援対象、支援内容等
 - (2) 利用勧奨・措置における対象者等

まとめ・方向性など

- ・ 子育て世帯訪問支援事業について、訪問支援員については有資格者のみならず、子育て経験者等も対象にしたうえで、市町村が適当と認める研修を修了していることが望ましい。
- ・ 親子関係形成支援事業について、支援対象者が自身の取組を通して学べるよう、学んだことを家庭で実践し、後に続くプログラムにおいて振り返ることのできるような機会を設けることが望ましい。
- ・ 児童育成支援拠点事業について、開所日数については週3日以上の開所も可とすることが考えられる。
- ・ 家庭支援事業の利用勧奨・措置の運用について、特に利用措置についてはその運用について十分に市町村に対して説明する必要がある。

都道府県等・児童相談所による支援の強化

- **児童相談所の業務負荷が著しく増大**する中で、**民間と協働**し、支援の強化を図る必要がある。
- このため、民間に委託した場合の在宅指導措置の費用を施設等への措置の費用と同様に義務的経費にするとともに、
 - ① 措置解除等の際に親子の生活の再開等を図るため、**親子再統合支援事業**を制度に位置づける。
 - ② 家庭養育の推進により児童の養育環境を向上させるため、**里親支援センター**を児童福祉施設として位置づける。
- 妊婦に対する寄り添いや心理的ケア、出産支援、産後の生活支援など**支援を必要とする妊婦に対する包括的な支援事業**を制度に位置づける。

<親子再統合支援事業（都道府県等の事業※都道府県、政令市、児相設置市）>

- 親子の再統合（親子関係の再構築等）が必要と認められる児童とその保護者を対象
- 児童虐待の防止に資する情報の提供、相談、助言等を行う。
例）ピア・カウンセリング、心理カウンセリング、保護者支援プログラム 等

<里親支援センターの設置>

- 里親の普及啓発、里親の相談に応じた必要な援助、入所児童と里親相互の交流の場の提供、里親の選定・調整、委託児童等の養育の計画作成といった**里親支援事業**や、**里親や委託児童等に対する相談支援等**を行う。
- 里親支援の費用を里親委託の費用と同様に義務的経費とする。

<妊産婦等生活援助事業（都道府県等の事業※都道府県、市、福祉事務所設置町村）>

- **家庭生活に支障が生じた特定妊婦等とその子ども**（親に頼ることができない、出産に備える居宅がない等）を対象
- 住居に入居させ、又は事業所等に通所、訪問により、食事の提供などの**日常生活の支援**を行う。**養育に関する相談・助言**、関係機関との連絡調整（産後の母子生活支援施設等へのつなぎ等）、特別養子縁組の情報提供等を行う。

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>
令和5年度当初予算：208億円の内数（202億円の内数）

1 事業の目的

- 里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）に至るまでの一貫した里親養育支援及び養子縁組に関する相談・支援を総合的に実施する事業に要する経費を補助する。

2 事業の概要・スキーム

<里親養育包括支援促進事業（新規）>

（1）フォスタリング機関（総合型）への包括的なメニュー創設

- ・里親支援に当たり、①里親の開拓、②研修等による育成、③子どもと里親のマッチング、④委託後の支援をすべて実施するフォスタリング機関に対する包括的な補助メニューを創設するとともに、自治体やフォスタリング機関の実態に応じた柔軟な事業の実施と予算配分（※）を可能とする。

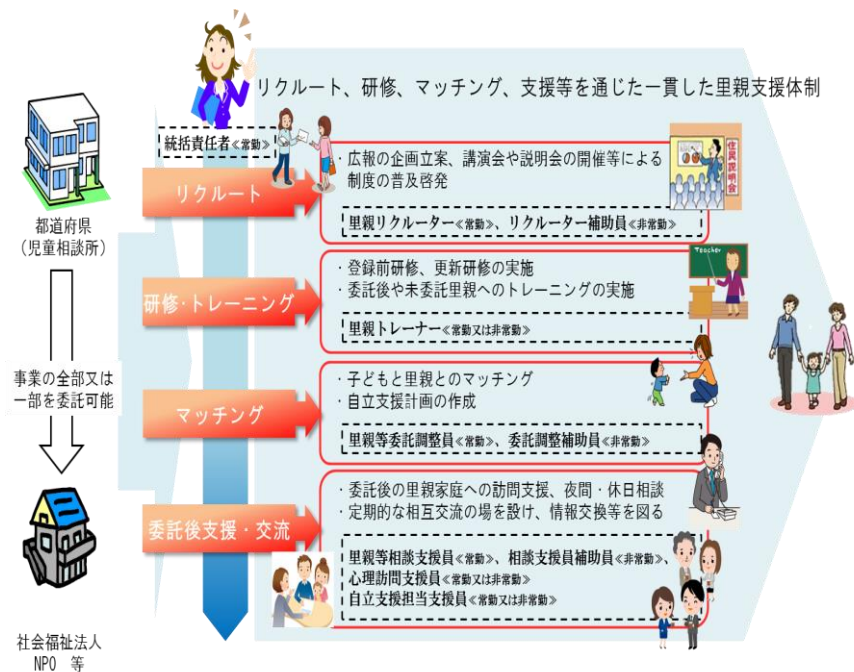
→ 1か所当たり：28,551千円

（※）上記①～④の事業間の入り繰りを可能とする。

（2）開設準備経費への補助の創設

- ・フォスタリング機関（総合型）を開設する場合、開設準備経費（準備期間の人件費のほか、備品（机、椅子、パソコン）や、外部から助言（コンサルタント）を受けるために必要な費用その他の必要な経費）を補助する。

→ 1か所当たり：8,000千円



3 実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市（設置予定市区を含む。）

【補助率】①～⑨の事業 国：1/2（又は2/3）、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2（又は1/3）

⑩、⑪の事業 国：3/4、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/4

【補助基準額】

①統括責任者加算	1か所当たり	5,811千円	⑥里親訪問等支援事業	1か所当たり	9,812千円
②市町村連携加算	1か所当たり	5,700千円	里親等委託児童数		
③里親制度等普及促進・里親リクルート事業			20人以上40人未満	1か所当たり	2,397千円加算
都道府県等が実施する場合	1自治体当たり	1,968千円	40人以上60人未満	1か所当たり	4,399千円加算
委託して実施する場合	1か所当たり	1,312千円	60人以上80人未満	1か所当たり	7,949千円加算
里親リクルーター配置加算	1か所当たり	5,688千円加算	80人以上	1か所当たり	10,725千円加算
新規里親登録件数			心理訪問支援員配置加算（常勤）	1か所当たり	5,053千円加算
15件以上25件未満	1か所当たり	1,341千円加算	心理訪問支援員配置加算（非常勤）	1か所当たり	1,552千円加算
25件以上35件未満	1か所当たり	1,908千円加算	里親家庭養育協力支援	1日当たり	4,860円
35件以上	1か所当たり	2,474千円加算	養育児童預かり支援		
④里親研修・トレーニング等事業			受入準備経費	1か所当たり	8,000千円
都道府県等が実施する場合	1自治体当たり	7,782千円	一時預かり（宿泊を伴うもの）	1日当たり	13,980千円
委託して実施する場合	1か所当たり	5,188千円	一時預かり（宿泊を伴わないもの）	1日当たり	5,500千円
里親トレーナー配置加算（常勤）	1か所当たり	5,386千円加算	⑦里親等委託児童自立支援事業		
里親トレーナー配置加算（非常勤）	1か所当たり	2,604千円加算	アフターケア対象者10人以上かつ		
研修受講促進費	1人当たり	39千円	支援回数120回以上の場合	1か所当たり	3,987千円
⑤里親委託推進等事業	1か所当たり	6,428千円	アフターケア対象者20人以上かつ		
新規里親委託件数			支援回数240回以上の場合	1か所当たり	7,898千円
15件以上30件未満	1か所当たり	1,161千円加算	⑧共働き家庭里親委託促進事業	1自治体当たり	3,749千円
30件以上45件未満	1か所当たり	2,928千円加算	⑨障害児里親等委託推進モデル事業	1か所当たり	2,200千円
45件以上	1か所当たり	4,004千円加算	⑩里親等委託推進提案型事業	1自治体当たり	10,000千円
			⑪里親養育包括支援促進事業		
			包括支援（総合型）を実施する場合	1か所当たり	28,551千円<<新規>>
			開設準備経費	1か所当たり	8,000千円<<新規>>

令和6年度末までの「集中取組期間」において、以下の要件のいずれも満たす場合に補助率を高上げ（1/2 ⇒ 2/3）

- (1) 「3歳未満児の里親等委託率」及び「新規登録里親数」のいずれもが対前年度比で増加見込みであること
- (2) 里親委託・施設地域分散化等加速化プラン（仮称）を策定し、当該プランにおける計画値が以下の要件のいずれかに合致していること
 - i 令和6年度末時点の3歳未満児の里親等委託率75%以上を目指す自治体
 - ii 令和6年度末時点の3歳未満児の里親等委託率が令和元年度末と比較して3倍以上の増加を目指す自治体
- (3) 加速化プランにおける里親のなり手を増やすための方策として、以下の項目について、事後的に取組状況を検証可能とする具体的な取組内容を策定していること
 - i フォスタリング体制の構築
 - ii 里親リクルート
 - iii 研修・トレーニング
 - iv マッチング
 - v 委託後の相談支援

1 事業の目的

- 質の高い里親養育を実現するため、児童相談所のみならず、NPO法人等の民間機関、乳児院・児童養護施設、里親会等のそれぞれの「強み」を最大限に活用しながら、地域の実情に応じて支援体制を構築していくことが必要である。
 - このような支援体制の構築に向けて、児童相談所やNPO法人等の民間機関、乳児院・児童養護施設、里親会等の職員を対象とした研修事業の実施や全国的なフォーラムを開催し、フォスタリング業務の担い手の掘りおこし、育成及び確保を進める。
- ※ 現行の里親養育包括支援（フォスタリング）機関職員研修事業は、本事業の創設により廃止する。

2 事業の概要・スキーム

（1）里親養育包括支援（フォスタリング）機関職員（職員候補の者を含む）研修の実施

研修の企画立案（カリキュラム、研修資料等）、講師の選定・招聘、研修の開催案内及び参加希望者の募集、修了証の交付等を実施する。

（2）全国フォーラムの開催

里親養育包括支援（フォスタリング）機関の担い手の掘りおこし、育成及び確保を目的として、フォスタリング機関や自治体、里親会等の関係機関による全国的なフォーラムを開催する。

3 実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により決定）

【補助額】 55,202千円

【補助率】 定額（10/10相当）

※ 別途、里親養育包括支援（フォスタリング）事業により、研修参加費用（旅費、代替職員雇上費）を補助。

里親等委託推進提案型事業

(里親養育包括支援(フォスタリング)事業)

概要

- 家庭で適切な養育を受けられない子ども等に対し、家庭における養育環境と同様の養育環境を確保するため、里親等への委託を推進する必要があることから、里親委託等の推進に意欲的に取り組む自治体が行う先駆的な取組をモデル的に支援し、効果的な取組事例の横展開を図る。

事業内容

- 里親委託の推進に当たっては、都道府県等・児童相談所のみならず、市町村、里親会、児童養護施設・乳児院などの入所施設、フォスタリング機関はもとより、地域の商店やマスコミ等の多様な主体が連携した取組を行うことが必要。
- このため、従前の補助事業にとらわれない先駆的な取組について提案型で募集し、モデル的に支援するとともに、効果的な取組を全国の自治体等に横展開を図る。

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 1自治体当たり：10,000千円

【補助率】 定額（国：10/10相当）

<支援イメージ>

※ 地域の実情に応じ、多様な民間主体、入所施設やフォスタリング機関等と連携した効果的な取組を支援。

【フォスタリングチェンジ・プログラムでの
ファシリテーターと里親の様子】



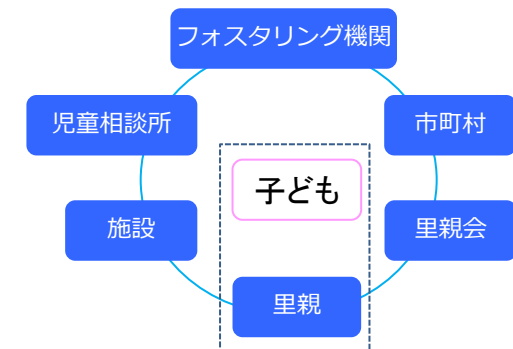
【ショッピングモールでの
制度説明会】



【里親サロンの様子】



【フォーラムの様子】



趣旨

改正児童福祉法により、里親支援機関が新たに里親支援センターとして児童福祉施設に位置づけられるにあたり、その設備・運営基準、第三者評価基準、また里親委託ガイドライン等関連通知の改正につなげていくための基礎的なデータ収集や、基準策定の考え方、留意点等について検討を行う。

調査内容

- フォスタリング事業の現状の把握と課題の整理を行うための調査
 - ・全国の民間機関で実施されているフォスタリング事業の実態の定量的把握を行うためのアンケート調査
 - ・包括的にフォスタリング事業を実施する上での課題の把握等を行うためのヒアリング調査
- 里親支援機関の第三者評価に関する海外事例の調査
 - ・先行研究の調査研究結果を踏まえて、イギリス（イングランド）における里親支援機関の第三者評価の調査と情報整理
- 有識者による委員会における検討
 - ・上記調査を踏まえ、検討委員会での議論を元に設備・運営基準の方針の検討や、基準策定にあたり考慮すべき点の整理、第三者評価基準策定にあたっての論点整理

報告書の内容

- 自治体から委託を受けてフォスタリング事業を実施している民間機関等へのアンケート調査（実施しているフォスタリング事業の業務内容、他機関との連携状況等）
- フォスタリング事業を包括的に委託され実施している民間機関等へのヒアリング調査（他機関との連携、配置している職員、里親支援センターが全事業を包括的に実施する場合の課題等）
- 第三者評価
第三者評価を具体化するための検討資料として、イギリス（イングランド）の里親支援に関する第三者評価に関して、日本の制度とも比較しながら情報を整理

まとめ・方向性など

- ・里親や委託児童が相談しやすい環境を整えるためにも、リクルート、マッチング、養育相談支援から自立支援まで、包括的に支援を提供できる体制を構築することが重要。ただし、包括的にフォスタリング事業を実施しているフォスタリング機関が2～3割にとどまる現状に鑑みれば、施行当初から里親支援センターとして包括的に事業を実施することが困難な自治体も多いものと考えられることから、施行後一定期間をかけて里親支援センターへの移行を促していくことが適当。
- ・設備基準については、施行当初の段階では、現行フォスタリング事業同様、事務室、相談室等の里親等が訪問できる設備、その他事業を実施するために必要な設備を設けることとすることが考えられる。運営基準としては、業務の質の評価を行うこと、関係機関と密接に連携して支援に当たることが考えられる。第三者評価のあり方については、建設的な評価がなされるよう、今後基準省令の施行等にあわせて、引き続き検討を行うことが必要。

特定妊婦等支援整備事業・特定妊婦等支援臨時特例事業（概要）

令和3年度第1次補正予算額：602億円の内数（子育て支援対策臨時特例交付金）

事業概要

予期せぬ妊娠等、支援の必要性の高い妊産婦に対して、出産や今後の生活について落ち着いて考えることのできる居場所の提供を行うとともに、産婦本人の養育方針や養育の不安等に応じて必要な支援機関へつなぐ体制を構築することにより、妊産婦の孤立化を防ぎ、虐待の重篤事案の防止を図る。

特定妊婦等支援整備事業（整備費）

【事業内容】

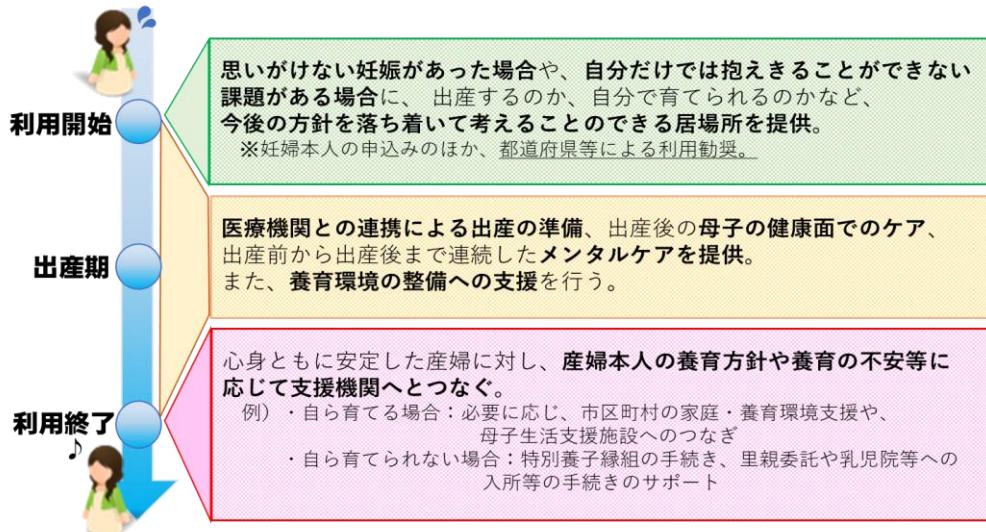
支援の必要性の高い妊産婦に対する安定的な支援の推進を図るため、心理的ケアや生活相談支援等を行う居場所の整備に必要な整備費と改修費の支援を行う。

【実施主体】 都道府県、市、福祉事務所設置町村

【補助割合】 国2/3、都道府県等1/12、事業者1/4

【補助基準額】 <整備費> 9,378千円 × 定員（世帯数）
<改修費> 1世帯当たり 9,378千円

（支援のイメージ）



特定妊婦等支援臨時特例事業（運営費）

【事業内容】

支援の必要性の高い妊産婦を通所又は宿泊で受け入れて、心理的ケアや生活相談支援等を行うための看護師等の配置や妊産婦を受け入れた際に要する生活費等の支援を行うとともに、支援ニーズ等の実態把握や関係機関との連携に必要な費用の支援を行う。

【実施主体】 都道府県、市、福祉事務所設置町村
（社会福祉法人やNPO法人に委託可）

【補助割合】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2
国1/2、都道府県1/4、市・福祉事務所設置町村1/4（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

【補助基準額】

基本分単価	1か所当たり	32,753千円
開設準備費加算	1か所当たり	4,000千円（上限額）
賃借料加算	1か所当たり	3,000千円（上限額）

実態把握・関係機関連携経費支援

1自治体当たり 5,085千円

（参考）支援の様子



取組の概要

- **社会や家族と繋がりのない孤立した若年妊婦への居場所支援**
 - ・ 社会や家族と繋がりが持てず孤立した若年妊婦のSOSを受け止める受け皿が圧倒的に不足している中、通いだけでなく、宿泊も可能な居場所を運営し、妊娠・出産やその後の生活について、落ち着いて考えることが出来るよう寄り添い型の相談支援や生活の支援を実施。
 - ・ また、医療機関等への同行支援や、関係機関への繋ぎなどの支援を実施。
 - ・ その他、相談窓口でつながった妊婦の中で、食料・その他衣食住を支える生活支援が必要な方への物品の支援を実施。

利用者負担

- ・ 利用者負担無し

取組実績

- ・ 宿泊（2部屋）による支援（令和3年度）
 - 利用実人数：14名（うち新生児4名、幼児1名、パートナー1名含む）
 - 宿泊延日数：578日
 - 主な支援内容：生活支援、医療機関・行政窓口への同行支援、妊娠中・産後の身体と心のケア
- ・ 通所による支援（令和3年度）
 - 利用延人数：89名
 - 主な支援内容：妊娠・出産・育児他、学習・就労等の相談支援、レスパイト支援、乳房ケア・骨盤ケア、お宮参り/お食い初めの実施、発育発達チェック等

支援の様子



居場所（リビング）の様子



宿泊利用の居室スペース



デイ利用
お宮参り&100日お祝い

取組の概要

- **妊娠、出産、子育て、生活、自立まで切れ目のない総合的な支援を実施**
 - ・ 24時間365日の専用相談窓口を設置し、妊娠・出産等に関する悩みについて、相談者に寄り添い一緒に考える取組を実施。
 - ・ 医療機関等への同行支援を行うとともに、住まいのない妊産婦等に対しては、安心安全な居場所を提供し、入院の準備を含めて日常生活のサポートを実施。
 - ・ 出産後は、母子の将来の生活設計を一緒に考え、住まいや保育所探しの支援や、乳幼児健診等への同行支援を実施。必要に応じて母子生活支援施設への入所へつなぐ。また、地域企業と協働し、受講希望者には「就労教育訓練プログラム」を、無料で受講できる。

利用者負担

- ・ 利用者負担原則無し（食費等の実費負担あり）

取組実績

- ・ 相談件数（令和3年度） 相談件数430件（延べ対応件数3,608件）
- ・ 宿泊以外の支援（訪問支援等）
 - 支援実人数：10名（利用延べ日数：100日）
 - 主な支援内容：訪問相談、医療機関同行、物品提供、他機関紹介
- ・ 宿泊による支援（令和3年度）
 - 利用実人数：9名
 - 利用延日数：444日
 - 主な支援内容：生活支援、産後ケア、養育相談、カウンセリング etc.



支援の様子（ベビーモデルを使った沐浴指導）



趣旨

- 児童福祉法の改正に基づき、新たな在宅支援体制を構築するため、必要な調査等を実施し、今後の施策の策定に必要なデータを取りまとめ、報告することを目的とする。
- 妊産婦等生活援助事業については、先駆的に行われている支援内容の実態や児童相談所・医療機関・市町村その他関係機関との連携の実態を明らかにすることにより、運営基準や事業の実施要綱の策定につなげていくことを目的とする。

調査内容

- 特定妊婦等支援臨時特例事業及び類似事業である産前・産後母子支援事業、若年妊婦等支援強化加算事業の実態の分析
 - ・当該事業を実施する自治体、民間団体・事業者向けアンケート調査
 - ・自治体及び委託事業者へのヒアリング調査
- 学識経験者、社団法人職員、自治体職員で構成する検討委員会において、事業内容の検討

報告書の内容

- アンケート調査による実態把握
- ヒアリング調査による課題等の把握
- 検討委員会において、今後の方向性として以下の内容を示した。
 - (1) 支援対象者
 - (2) 支援内容
 - (3) 利用者負担及び経済的負担軽減
 - (4) 設備基準
 - (5) 人員体制
 - (6) その他

まとめ・方向性など

- ・ 支援内容について包括的に行うことが望ましいが、産前・産後母子支援事業において部分的に取りこんでいる事業所等の事業継続にも留意しつつ、施行後一定期間柔軟な事業の実施を可能とするよう検討することが望ましい。
- ・ 支援を必要とする妊産婦等の数は流動的となりやすいことから、居室に空きがない場合は、ホテルなど利用した短期支援などについても柔軟に対応できるようにすることが考えられる。

社会的養育経験者の自立支援

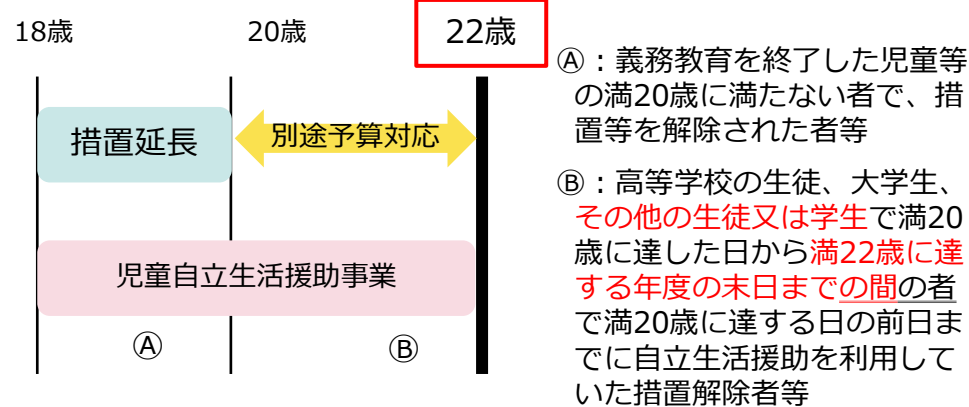
- 施設入所等の措置等を解除された者等（措置解除者等）の実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うことについて、**都道府県が行わなければならない業務**にするとともに、
 - ① 児童自立生活援助事業の**対象者等の年齢要件等を弾力化**する、
 - ② **生活・就労・自立に関する相談等の機会や措置解除者等との相互相談等の場を提供する事業**を制度に位置づける。
- ※ 措置解除者等：年間7,964人（令和元年度）

<児童自立生活援助事業の対象者等の年齢要件等の弾力化>

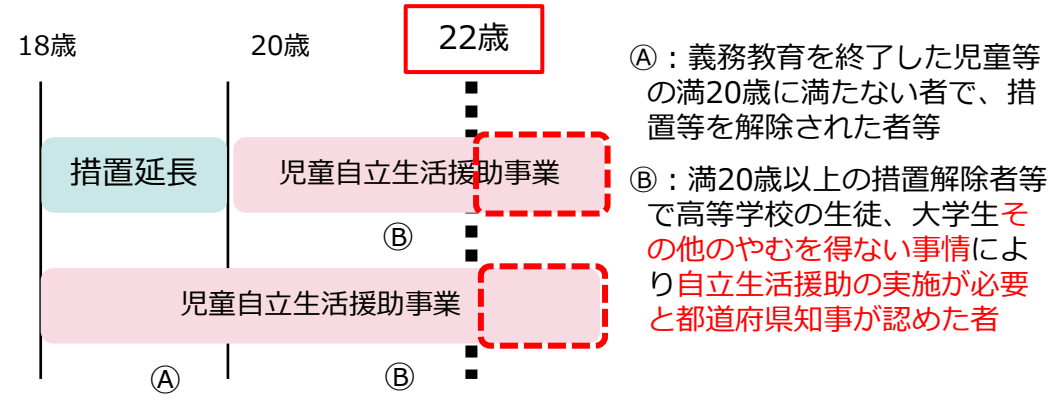
- 年齢要件について**都道府県知事が認めた時点まで児童自立生活援助の実施を可能**（※）にするとともに、**教育機関に在学していなければならない等の要件を緩和**する。

※ 満20歳以降も児童自立生活援助事業を活用して同じ施設等に入所等し続けることを可能とする。

【現行】



【見直し後】



<社会的養護自立支援拠点事業（都道府県等の事業※都道府県、政令市、児相設置市）>

- 措置解除者等や自立支援を必要とする者（※）を対象

※ 例えば、一時保護をされたが措置には至らなかった場合、施設に入所等しながら退所後を見据えた利用を行う場合、施設の退所等の後に利用する場合

- **相互の交流を行う場所を開設し、対象者に対する情報の提供、相談・助言、関係機関との連絡調整等を行う。**

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>
令和5年度当初予算：208億円の内数（202億円の内数）

1 事業の目的

- 里親等への委託や、児童養護施設等への入所措置を受けていた者について、必要に応じて18歳の措置解除後（措置延長の場合は20歳）、22歳の年度末まで、引き続き児童養護施設や里親家庭等に居住して必要な支援等を受けることができる事業に要する費用を補助する。
- 現行、年齢要件が適用されない相談支援以外の**居住費や生活費等の支援**に関しても、22歳の年度末以降も支援が受けられるようにする。

2 事業の概要・スキーム

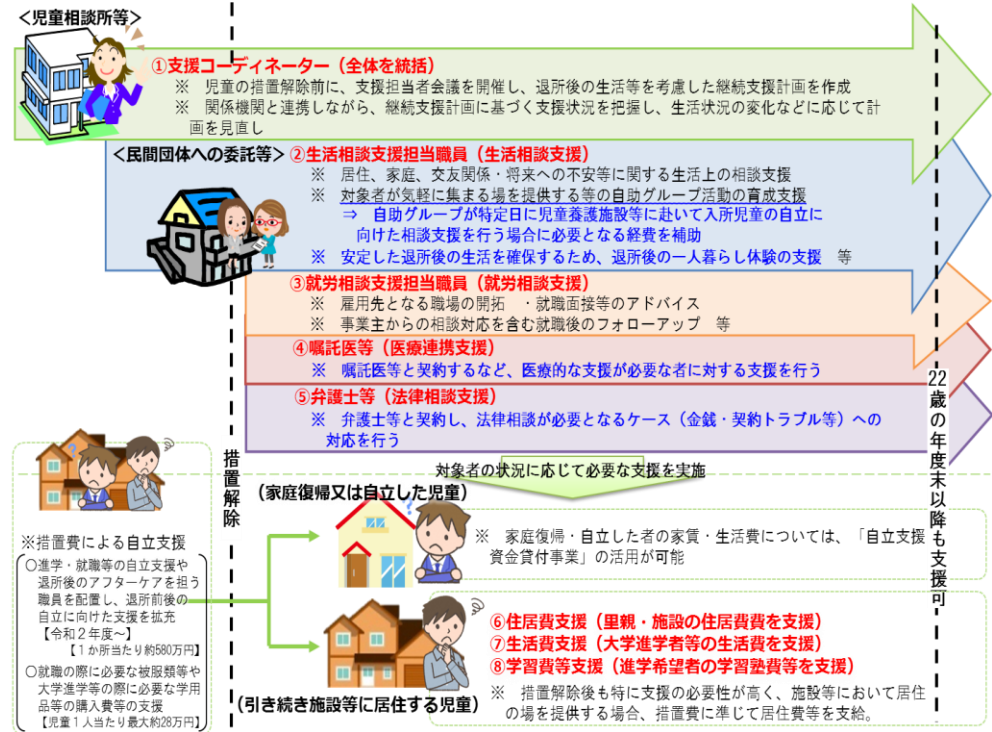
【社会的養護自立支援事業】

- 年齢要件の緩和
 - ・ 令和4年の児童福祉法改正により、22歳の年度末以降も居住費や生活費の支援を受けることができる改正を行ったが、令和6年度の法施行前に22歳を迎える者は支援の対象から漏れてしまう。したがって、受入や支援の体制が整っている場合については、法施行前においても、**22歳の年度末を迎える者を支援の対象とすることを可能とする。**

<22歳の年度末以降の主な支援>

支援内容	現行	拡充後
生活相談	○	○
就労相談	○	○
居住費支援 ※1人当たり月額 397千円 (児童養護施設)	×	○
生活費支援 ※1人当たり月額 51,430円 (就学・就労をしていない者)	×	○

(※) 上記に加え、児童養護施設等を退所後に自立したものの、その後に新たに困難に直面した方について、退所した施設等において本事業を活用した支援が再度受けられることを明確化する。(実施要綱改正)



3 実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2

※市及び福祉事務所設置町村が実施する場合 国：1/2、都道府県：1/4、市・福祉事務所設置町村：1/4

【補助基準額】

① 社会的養護自立支援事業

- ・ 支援コーディネーター配置 1 か所当たり 6,176千円 + 2,066千円（加算）（20ケース以上に対応している場合）
※ 複数名配置する場合、児童相談所の設置数を乗じて得た額を補助基準額とすることが可能
- ・ 居住費支援 1 人当たり月額 397千円（児童養護施設） 等
- ・ 生活費支援 1 人当たり月額 51,430円（就学・就労をしていない者）、11,410円（就学している者） 等
- ・ 生活相談支援 1 か所当たり 12,144千円（常勤2名以上配置）
- ・ 就労相談支援 1 チーム当たり 5,739千円 ※ 就労支援機関への同行支援を行う場合、568千円を加算
- ・ 学習費等支援
（特別育成費） 基本額 1 人当たり月額 24,420円 補習費 1 人当たり月額 20,000円
資格取得等特別加算 1 人当たり 57,610円 補習費特別分 1 人当たり月額 25,000円
- ・ 医療連携支援 1 か所当たり 7,842千円 ※ 医療機関への同行支援を行う場合、568千円を加算
- ・ 退所後生活体験支援 1 人当たり 53,700円
- ・ 法律相談支援 1 か所当たり 3,000千円

② 身元保証人確保対策事業

- ・ 就職時の身元保証 年間保険料：10,560円
- ・ 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 年間保険料：19,152円
- ・ 大学・高等学校等入学時の身元保証 年間保険料：10,560円
- ・ 入院時の身元保証 年間保険料：2,400円

概要

社会的養護経験者等の孤立化を防ぎ、自立に向けた継続した支援体制を構築するため、民間団体等において、自治体職員及び社会的養護経験者等を対象とした全国交流会の開催等を行う。

(内容)

- i 都道府県に対する自立支援に関する啓発
- ii 都道府県及び社会的養護経験者に対する支援団体や当事者団体の紹介
- iii 都道府県及び社会的養護経験者に対する支援制度の周知 等

※ 民間事業者等の提案により具体的な内容を決定。

【実施主体】民間団体（公募により選定）

【補助率】 国：定額（10/10相当）

○ 全国交流会（令和4年2月11日～13日開催）

○ 社会的養護経験者向け情報ウェブサイトの開設
<https://irisconnect.jp/>

社会的養護経験者全国交流会 オンライン2021

社会的養護等を
経験した方^(※)の
全国交流会を
開催します

※ここでは「社会的養護等を
経験した方」として、下記いずれか
で生活した経験をお持ちの方々
を想定しています。

乳児院、児童養護施設、里親家庭、
養子縁組家庭、ファミリーホーム、
自立援助ホーム、子どもシェルター、
児童心理治療施設（旧・情緒障害児
短期治療施設）、児童自立支援施設、
母子生活支援施設、一時保護所

対象

全プログラムに参加可能な方
①原則として20～40歳以下の社会的養護経験者で
当事者団体等の紹介のある方

①・②目の交流会および3日目全体会のみに参加可能な方
②現在社会的養護のもとにいる、または経験した20歳未満の方、
社会的養護関係者、地方自治体職員等、社会的養護等を対象
とする支援団体の関係者の方

2022年2月11日(祝・金)～13日(日)

◆オンラインにて開催◆

定員 ①の方 40名
②の方 200名

Iris 社会的養護経験者向け情報ウェブサイト

Home ホーム Consult 相談先をさがす Voice 声をさがす System 制度をさがす Wisdom アイリス知恵袋

Iris

社会的養護を経験した人々やかわかる人々の知りたい！を
集めて届けるサイトです。

キーワード 例 アフターケア

Iris (アイリス) とは

- 相談先をさがす
支援団体や
当事者グループなど
- 声をさがす
社会的養護を経験した人や
関わる人の声など
- 制度をさがす
障害者の情報や困った時に
使える公的制度を知り
- アイリス知恵袋
おぼえの事や
おぼえの情報を紹介

趣旨

児童養護施設等の措置解除者等への自立支援の実態を明らかにするとともに、必要なデータの集計、分析、評価などによる課題等を整理し、「児童自立生活援助事業及び社会的養護自立支援拠点事業の運営に係る基準（案）」の検討及び「児童養護施設等の措置解除者等の自立支援のためのガイドライン（案）」を作成を行う。

調査内容

児童養護施設等の措置解除者等に対する自立支援の実態等に関する調査と検討を行う。

○アンケート調査

都道府県等に対して調査票を送付、回答の回収、集計及び分析

○ヒアリング調査

アンケート調査の結果を踏まえ、先駆的な取組を実施している都道府県等や、児童養護施設等、退所者への自立支援事業所、児童養護施設等の措置解除者等に対しヒアリング調査

○検討委員会の運営

学術研究者、自治体関係者、施設等退所者支援関係者、施設関係者及び里親等の専門的な知見を有する有識者からの助言等

報告書の内容

○アンケート調査

措置延長となった理由別人数、措置延長により20歳に到達した人数、措置解除後福祉サービス等の支援につなげなかった理由、家庭復帰以外の理由により措置解除となった人数や理由等

○ヒアリング調査

（先駆的な取り組み）

措置延長等、社会的養護自立支援事業の実施方法、支援の周期の目安、退所後のつながり、アフターケア体制のあり方、支援計画の立て方等

（児童養護施設等の措置解除者等）

自立に向けての準備や経過、自立後に困ったこと、退所後の相談支援、いつの時点でどんな支援がほしかったか、その他必要な支援等

まとめ・方向性など

- ・ 検討委員会においては、児童養護施設等への措置経験があり、措置解除後に児童自立生活援助を利用していなかった者が、20歳以降に自活が困難となり、再び支援が必要となった場合には、再度利用することを可能とすることで再出発支援を行っていくべきとの方針が示されており、この方針に基づいた詳細な検討が引き続き行われるべきである。
- ・ 児童養護施設等への措置経験がなく、児童自立生活援助事業も利用していない者が、20歳以降に自活が困難となり、支援が必要となった場合には社会的養護自立支援拠点事業を活用していくことになる。社会的養護自立支援拠点事業については引き続き検討が必要。

計画見直しの背景

現行計画上の課題

- 里親等委託率など一部項目以外の整備目標が不明確
- 評価指標の設定が不十分 等

社会保障審議会児童部会 社会的養育専門委員会報告書（令和4年2月）

- 推進計画について、資源の計画的な整備方針のための整備計画とする。里親数、施設数に加え、児童家庭支援センター等の各種機関、アドボカシー等の体制などについても整備計画の作成を行う。
- 適切な指標を設けて都道府県等に対して実態把握・分析を促していく。

改正児童福祉法（令和4年6月成立）

- 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化・事業の拡充
- 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上
- 社会的養育経験者等に対する自立支援の強化
- 児童の意見聴取等の仕組みの整備
- 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入 等

見直し

次期計画の見直し内容

改正児童福祉法の内容を踏まえた見直し

- 各改正事項を計画に反映

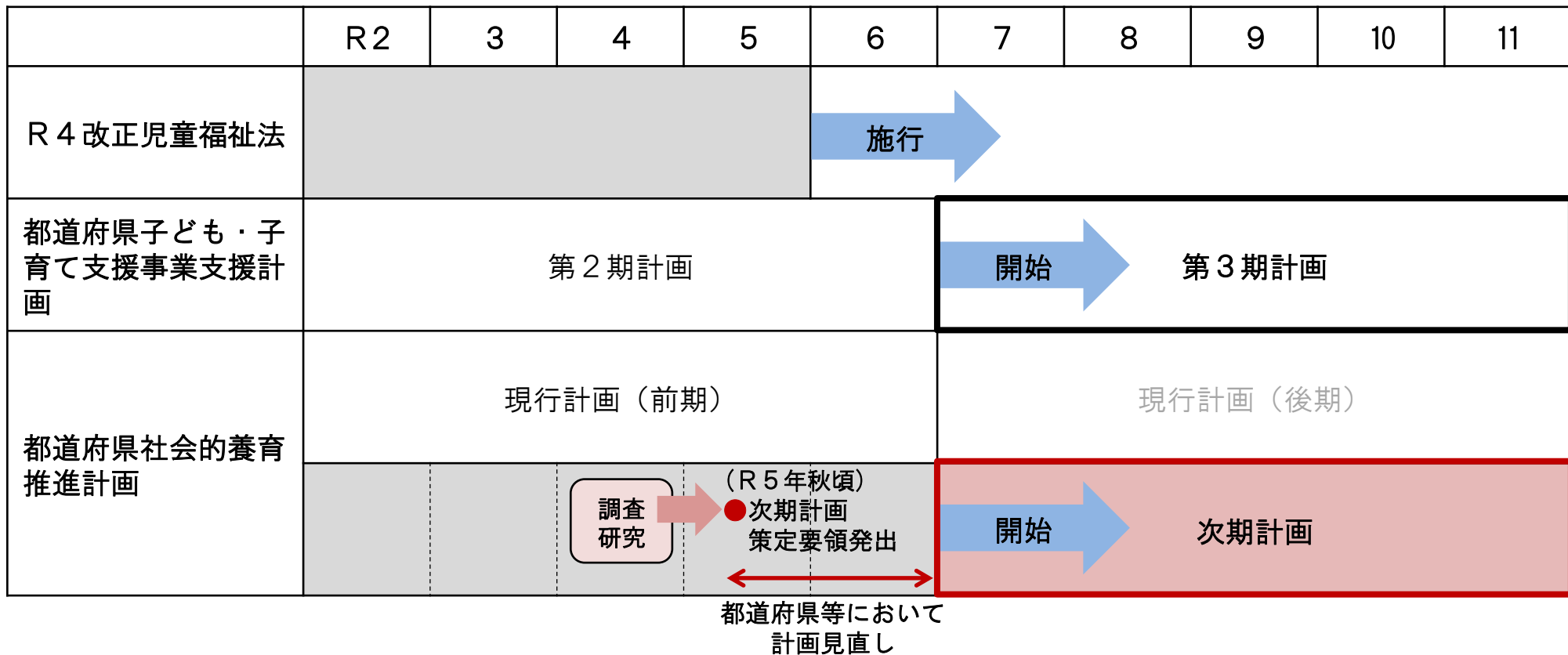
各資源についての整備目標の設定

- 里親等委託率だけでなく、里親数や施設数、児童家庭支援センターや里親支援機関、自立支援の役割を担う機関、アドボカシーや権利擁護の体制などについても整備目標を設定

適切な評価指標の設定・ PDCAサイクルの効果的な運用等

- 適切な評価指標の設定
- PDCAサイクルの効果的な運用
- 計画記載事項の明確化

計画見直しのスケジュール等



- 次期計画は、第3期都道府県子ども・子育て支援事業支援計画にあわせて、**令和7年度に開始**する。
- 国は、令和4年度に実施した調査研究（新たに計画に盛り込むべき内容、適切な評価指標等の検討）の結果を踏まえ、**次期計画の策定要領を作成し、令和5年秋頃までに各都道府県等に発出**する。
- 各都道府県等においては、当該策定要領を踏まえて、**令和6年度末までに現行計画を見直して次期計画を策定**する。

趣旨

現行の社会的養育推進計画（R2～R11の10年間を計画期間とするもの）に基づく取組実績の分析・評価並びに新たに計画に盛り込むべき内容及び必要な視点の整理、各記載項目における取組の成果を評価するための指標の整理を行う。

調査内容

- 新たに社会的養育推進計画に盛り込むべき内容及び必要な視点の整理
 - ・有識者インタビュー
- 現行の社会的養育推進計画に基づく取組実態の分析・評価
 - ・都道府県等事例インタビュー
 - ・都道府県等アンケート調査
 - ・都道府県等自治体交流シンポジウム
- 各記載項目における取組の成果を評価するための指標の整理
 - ・学識経験者、社会的養護経験者、自治体職員で構成する検討委員会において、上記調査結果を含めて内容を検討

調査結果

- 今後の社会的養育推進計画の在り方について
 1. 推進計画の記載内容・指標の在り方として、以下の事項を示した。
 - (1) 都道府県等が計画に記載すべき事項（地域の現状、整備取組方針、定量的な整備目標等）、統一的な評価指標の考え方
 - (2) 改正児童福祉法の内容等を踏まえた新たな策定要領の項目立て
 - (3) 次期策定要領における各項目ごとの記載すべき事項、評価指標等
 2. 推進計画の策定・運用プロセス等の在り方について、以下の事項を示した。
 - (1) 計画策定におけるマネジメント支援の必要性
 - (2) 推進計画に基づく取組の進捗管理の方法 等

まとめ・方向性など

- ・ 現行の計画策定要領は、パーマネンシー保障の考え方の徹底ができていないため、次期策定要領では繰り返し強調する必要がある。また、都道府県等における計画策定・取組推進の中で、市区町村においてもパーマネンシー保障の考え方を広める必要がある。
- ・ 国は、こどもの声を聴き取組に反映させる仕組みや、定期的な評価・報告等によるPDCAサイクルの運用の仕組みについて策定要領に盛り込むとともに、都道府県等において計画を策定する段階から、その支援に向けた関係者ネットワークやコンサルテーションの体制等を準備する必要がある。